

「岐阜県住宅宿泊事業条例(仮称)の骨子案」に対するご意見及びご意見に対する考え方

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
1	1 条例制定の目的・制度全般に関すること	<p>高山市に民泊は不要と考えます。理由は以下です。</p> <p>①「古い町並」という貴重な観光資源を失うリスクが高まる。昔から木造の密集した地域で火災は大きな懸念です。特に寒さの厳しい冬場に暖房器具(火を使うストーブなど)に2016年ごろには簡易宿所にてボヤ騒ぎもありました。消火設備の少ない民泊ではなおさらです。</p> <p>②祭りの存続に悪影響を及ぼしかねません。地域のつながりによって続いてきた祭を継続することが難しくなります。民泊の増加により、投資目的で物件を取得する事例が増えています。現在の所有者は郊外に移り住み街なかば民泊ばかりになってしまうと、祭ができません。</p>	<p>住宅宿泊事業法(以下「本法」といいます。)は、近年の訪日外国人観光客をはじめとする宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応するため、適切な規制の下で健全な民泊を振興していくことを目的に制定されたものであり、本条例も本法と目的を同じくしています。</p> <p>県では、本法、本法施行令・施行規則(以下「政省令」といいます。)、本法施行要領(以下「ガイドライン」といいます。)及び本条例を適切に運用していくとともに、国内外からの観光旅客を拡大していくための取組みなど観光振興施策を充実させていくこととしていきますのでご理解願います。</p>
2	1 条例制定の目的・制度全般に関すること	<p>不勉強で申し訳ありませんが、住宅宿泊基本法、同法施行令、同法施行規則(国土交通省・厚生労働省令)、国土交通省令、厚生労働省令に、さらにはガイドラインとあるなか、この条例を制定する意義がよくわかりません。特に「3事業者の順守事項」を定める意味が、これだけだとどんな影響があるのかさっぱりわかりません。「県の責務」とか「岐阜県住宅宿泊審議会(仮称)の設置」については、法令に規定がないのなら条例で別途規定することはわかります。これ以外の規定について、条例を制定する意味、特に「3事業者の順守事項」を定める意味はなんなのでしょうか。</p>	<p>ガイドラインは、都道府県等に対し法令に関する規定の解釈や留意事項等を示し、法令運用の適正を図るものであり、それ自体が直接的に事業者を規制しているものではありません。そのため、ガイドライン中、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要不可欠と考える事項を、本条例により具体的に事業者の遵守事項等として定めることとしたものです。これにより、報告徴収及び立入検査、業務改善命令など県が監督権限を発動するに当たっての要件の一部が明確となり、法令運用の透明性・公平性が確保されるとともに、事業者にとっても事業実施の判断の前提となる遵守事項等が明確となることに意義があると考えます。</p>
3	1 条例制定の目的・制度全般に関すること	<p>不勉強で申し訳ありませんが、制定しようとする条例と住宅宿泊事業法等関係法令との関係がよくわかりません。特に、条例に違反した場合の立ち入り検査とか改善命令とか報告徴収とかの適用関係がわかりません。</p> <p>骨子では、住宅宿泊事業法との関係については、条例制定の背景に、「住宅宿泊事業法を踏まえ」とありますが、この「踏まえ」という意味が解らないのです。</p> <p>法令との関係については、よくあるのが「〇〇法の規定によるほか」というのと、「〇〇法第〇条の規定に基づき」と言ったものがあると思いますが、制定しようとする条例と法令との適用関係はどうなるのですか。特に事業者の責務については、法令の規定に基づくものなのでしょうか、法令とは別途定めるものなのでしょうか。例えば、この条例に反した場合の立ち入りとか改善命令とか報告の徴収とかは、骨子を見る限り条例に規定がないので、やはり法令違反ということで行うことになるのでしょうか？</p>	<p>「踏まえ」とは、本条例は、本法の目的と同じくし、本法の範囲内で制定することを意味するものです。</p> <p>本法では、「住宅宿泊事業の適正な運営を確保するため必要があると認めるとき」には、報告徴収及び立入検査、業務改善命令などの監督権限を行使できる旨が規定されています。本条例は、都道府県等に対し法令に関する規定の解釈や留意事項等を示したガイドライン中、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要不可欠と考える事項を具体的に事業者の遵守事項等として定め、これら監督権限の発動要件の一部を明確化するものです。</p>
4	1 条例制定の目的・制度全般に関すること	<p>今般の住宅宿泊事業法等関係法令の制定の趣旨は、東京オリンピックの宿泊需要に対し供給を十分に確保することによって観光旅客の来訪、滞在を促進するということにあると思います。一方、岐阜県住宅宿泊事業有識者会議で県に求められているのは、「住宅宿泊事業に対する様々な懸念や不安に対し、真摯かつ丁寧に向き合い対処していくこと」とされ、「同時に健全な事業者を育成していく」「県民の安心・安全を確保する」取り組みを進めるべきだとされていると理解しています。今回の条例は、関係法令というよりも、むしろ有識者会議のとりまとめを踏まえて、制定しようとしているのだと理解しています。</p> <p>適正な運営ができる住宅宿泊事業者を確保すること、住宅宿泊事業(いわゆる民泊事業)を推奨、振興していくことは違うと思います。無届等違法な民泊事業者を法令・条例にのっとったものとして、住宅保持者が自発的に住宅宿泊事業の届け出を行い、住宅宿泊事業を行うのはいいですが、需要も足りているのに、県が条例制定により施策的に住宅宿泊事業を振興したり、推奨したりするのは、法制定の趣旨や審議会の報告の趣旨を逸脱するものだし、関係者の意見とも異なるものだと思います。</p> <p>骨子の中にはこうした規定はないようですが、条例化に当たっては、こうしたことも踏まえるべきだと思います。</p>	<p>ご意見の趣旨が必ずしも判然としませんが、本条例は、「岐阜県住宅宿泊事業有識者会議(以下「有識者会議」といいます。)からのご提言、ガイドライン及び関係者からのご意見などを踏まえ、本法と目的を同じく適正な規制の下で健全な民泊を振興しつつ、観光旅客の来訪及び滞在を促進していくことを目的に制定するものです。</p>

【凡例】本法:住宅宿泊事業法、政省令:本法施行令・施行規則、省令:本法施行規則、ガイドライン:本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
5	1 条例制定の目的・制度全般に関すること	<p>住宅宿泊事業関係法令により条例で定めることとされているのは、法第18条の住宅宿泊事業の実施を制限する場合だけだと思います(政省令はしっかりとみていないので不確かですが)。その他には条例に委任している規定はないように思います。</p> <p>そうしたなか、「3 事業者の順守事項」を条例で定める意味は、法令の規制のハードルを上げる趣旨のものなのでしょうか(条文形式になっていないのでよくわかりません)。横だし・上乗せをするための条文が規定されるのでしょうか。それともガイドラインを含めて法令の規定で運用できるものを条例でなぞるに過ぎないのでしょうか。</p> <p>そもそも、よくわからないのですが、法令上は、都道府県の事務とされているのは先の法第18条の規制を行うことだけで(明確に「都道府県は」と規定されている)、あとは「都道府県知事」の事務と法令上されていることについて、条例で規定することはあるのでしょうか(昔の機関委任事務と違って今はそうしたこともあるのかもしれませんが)。不勉強で申し訳ありませんが、「3 事業者の順守事項」に書かれていることは、条例で規定すべきことではなくて、法令・ガイドラインに従っての運用の問題にすぎないのではないのでしょうか。</p>	<p>ガイドラインにない規制(いわゆる上乗せ、横だしの規制)を条例に定めることは、法の目的を逸脱しているとの見解が示されており、本条例はガイドラインの範囲内での規定としています。</p> <p>ガイドラインは、都道府県等に対し法令に関する規定の解釈や留意事項等を示し、法令運用の適正を図るものであり、それ自体が直接的に事業者を規制しているものではありません。そのため、ガイドライン中、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要不可欠と考える事項を、本条例により具体的に事業者の遵守事項等として定めることとしたものです。これにより、報告徴収及び立入検査、業務改善命令など県が監督権限を発動するに当たっての要件の一部が明確となり、法令運用の透明性・公平性が確保されるとともに、事業者にとっても事業実施の判断の前提となる遵守事項等が明確となることに意義があると考えます。</p>
6	1 条例制定の目的・制度全般に関すること	<p>高山市内には、たくさんの宿泊施設がありますがその宿泊施設の稼働率は岐阜県全体の11月集計で旅館は46.1%と低く、岐阜県全施設でも11月が52.4%の状況です。全国平均は62.7%で、全国38番目の稼働率です。平均にも満たさなく順位も半分以下である。</p> <p>これ以上民泊ができるとさらに稼働率が下がり、宿泊施設を中心とする観光関連業者の方々の生活が脅かされ、生活の安定につながらず、増して廃業等に追い込まれる施設があると懸念されます。</p> <p>これは、この条例の目的である県民生活の安定向上及び県民経済の健全な発展に寄与することにはならない。</p>	<p>住宅宿泊事業法は、近年の訪日外国人観光客をはじめとする宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応するため、適切な規制の下で健全な民泊を振興していくことを目的に制定されたものであり、本条例も本法と目的を同じくしています。</p> <p>県では、本法、本法施行令・施行規則、本法施行要領及び本条例を適切に運用していくとともに、国内外からの観光旅客を拡大していくための取組みなど観光振興施策を充実させていくこととしておりますのでご理解願います。</p>
7	1 条例制定の目的・制度全般に関すること	<p>高山市における宿泊施設の稼働率は決して高くない。</p> <p>この2年ほどで約10施設1,000床を超すホテルが新設される予定であり、宿泊施設が不足しているとは言えないので民泊施設はいりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の観光産業界をおびやかすようなことがない条例の制定をお願いします。 ・違反した場合の取り締まりは誰がするのでしょうか。 ・注意喚起のみでは何も改善されないのではないのでしょうか。 	<p>本法は、近年の訪日外国人観光客をはじめとする宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応するため、適切な規制の下で健全な民泊を振興していくことを目的に制定されたものであり、本条例も本法と目的を同じくしています。</p> <p>県では、本法、政省令、ガイドライン及び本条例を適切に運用していくとともに、国内外からの観光旅客を拡大していくための取組みなど観光振興施策を充実させていくこととしておりますのでご理解願います。</p> <p>本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理業者に対する監督権限は知事にあります。今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。</p>
8	2 県の責務に関すること	<p>住宅宿泊事業条例が施行される6月15日前に市役所観光課や、または地元観光協会が 民泊に、民泊経営に興味ある人や、地元住民または自治会役員に対して、説明会を実施した方がよい。</p> <p>外国人は日本人と違う風習や考え方があって、トラブルも起き得ることなど、説明した方がよい。</p>	<p>本法施行に先立って、今後、市町村の担当者や事業者向けの説明会を開催することとします。</p>
9	2 県の責務に関すること	<p>岐阜県(保健所)をはじめ各地方自治体と該当自治会(町内会)と常に情報共有を図るための連絡会を設置し、新規施設等の情報提供はホームページのみでなく連絡会に報告しそれぞれの情報を共有していただきたい。</p>	<p>住宅宿泊事業の届出があった際には、届出番号及び届出住宅の所在地について県ホームページに速やかに掲載するほか、所在市町村に対し情報提供します。自治会等との連絡会の設置については、今後、市町村のご意見を踏まえ検討することとします。</p>

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
10	3 宿泊者の衛生確保に関すること	宿泊者の衛生の確保(法第5条関係) ・感染症などに触れていない(保健所の許可の有無)	本法、本法施行規則(以下「省令」といいます。)、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行います。
11	3 宿泊者の衛生確保に関すること	民泊を営む上で生じるゴミは、事業者が責任を持って処理すること。ゴミの出し方については、各市町村の定める方法によって行うこと。また、事業者は宿泊者に対し、適切な場所・方法でゴミを捨てることを説明すること。	本法、省令、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行います。
12	3 宿泊者の衛生確保に関すること	宿泊者の急な怪我や病気、また感染症や災害等が発生した際に適切に対応できる体制を整えること。	今後、事業者向けの手引書を作成するとともに、事業者向けの説明会等の機会を通じて適切に指導を行います。
13	3 宿泊者の衛生の確保に関すること	宿泊者の衛生の確保について、条例で規定しないと順守事項にはならないのですか。法令・ガイドラインでは不十分なのでしょうか。具体的にどのように条例で規定されるのか解りませんが、「設備や備品等は、清潔に保つこと」などは法令の適用上、当然に求められることではないのですか。この条例によってはじめてということなら、むしろこんなことも規定していない法令の不備ということになりませんか。	ガイドラインは、都道府県等に対し法令に関する規定の解釈や留意事項等を示し、法令運用の適正を図るものであり、それ自体が直接的に事業者を規制しているものではありません。そのため、ガイドライン中、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要不可欠と考える事項を、本条例により具体的に事業者の遵守事項等として定めることとしたものです。これにより、報告徴収及び立入検査、業務改善命令など県が監督権限を発動するに当たっての要件の一部が明確となり、法令運用の透明性・公平性が確保されるとともに、事業者にとっても事業実施の判断の前提となる遵守事項等が明確となることに意義があると考えます。
14	3 宿泊者の衛生の確保に関すること	設備や備品等は清潔に保つこととなっているが、人が触れる場所などの清掃は入念に実施するよう指導していただきたい。また、常に建物内部だけでなく周辺についても清潔を保ち清掃等行うよう指導していただきたい。 また、ノロウイルス食中毒の発生やダニの発生さらにはレジオネラ属菌などによる死者が発生するなどの予期せぬ事態の対応についてしっかりと指導していただきたい。	本法、省令、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行います。
15	3 宿泊者の衛生の確保に関すること	高山市の場合、一般家庭ごみを出すステーションは各町内会が維持管理しており、民泊施設から出たごみは、事業用廃棄物として処理すべきであるので、廃棄物処理業者に委託し処理するよう指導していただきたい。	本法、省令、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行います。
16	3 宿泊者の衛生の確保に関すること	急病人が出た場合の対応について適切な指導を行っていただきたい。	今後、事業者向けの手引書を作成するとともに、事業者向けの説明会等の機会を通じて適切に指導を行います。
17	4 宿泊者の安全の確保に関すること	おもてなし、サービス、安全を民泊でどこまで対応できるのかも疑問。	宿泊者の安全の確保については、本法、省令、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行います。

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
18	4 宿泊者の安全の確保に関すること	<p>宿泊者の安全の確保について、具体的に条文でどう規定されるのかがわかりませんが、こうしたことは条例で規定しないと順守事項にはならないのでしょうか。</p> <p>適合通知書の添付もガイドラインで求められており、法令の施行・運用上の問題だと思いますが、あえて条例で規定する意味は何ですか。</p>	<p>ガイドラインは、都道府県等に対し法令に関する規定の解釈や留意事項等を示し、法令運用の適正を図るものであり、それ自身が直接的に事業者を規制しているものではありません。そのため、ガイドライン中、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要不可欠と考える事項を、本条例により具体的に事業者の遵守事項等として定めることとしたものです。これにより、報告徴収及び立入検査、業務改善命令など県が監督権限を発動するに当たっての要件の一部が明確となり、法令運用の透明性・公平性が確保されるとともに、事業者にとっても事業実施の判断の前提となる遵守事項等が明確となることに意義があると考えます。</p> <p>なお、「消防法令適合通知書」は、省令による添付書類とは規定されておらず、ガイドライン上、「知事は、(中略)提出することを求める」とあり、本条例により事業者に対する義務規定とするものです。</p>
19	4 宿泊者の安全の確保に関すること	<p>高山市では平成28年3月20日ゲストハウスで火災があり、設置者が常駐していなかったため、外国人観光客の宿泊者のみでストーブの消し方が分からず逃げることも分からず窓から大声で騒いでいたので、隣の人が騒ぎに気づき消防署に通報するなど行ったので大事に至らなかった。</p> <p>このように近隣にも大変迷惑や心配をかけています。</p> <p>骨子に記載があります「火災の防止のために配慮すべき事項」として、ガスコンロの使用に関して記載があるが、冬期間はストーブの使用もあるので台所備品等の使い方も含め、ストーブの消し方、消防への通報、避難口等が分かるように表示するよう指導していただくとともにその施設に常勤者の配置を行い安全の確保を行うとともに非常時の対応をしっかりと行ってほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に一般住宅は火災報知機の設置は全室の義務はなく寝室等から火が出てもわからない。 ・住宅火災は、宿泊施設と違い防火設備が乏しいので、火災が発生すると近隣に延焼する。 ・実際に火災が起き死者が出ないと規制できないのでしょうか？ ・非常口は2か所以上の規制をしていただきたい。2階建てについては避難階段の設置をお願いしたい。 	<p>火災防止のための安全措置については、本法、省令、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行います。</p> <p>また、外国人観光旅客に対しては、省令により外国語を用いて設備の使用方法や火災などの災害発生時の通報連絡先(消防署、警察署等)に関する案内を行うこととされ、本条例においてこれらを書面に記載し、居室に備え付けることを義務付けています。</p> <p>なお、非常口を2か所以上とすること、2階建て住宅での避難階段の設置について本条例に規定することは、本法、省令及びガイドラインにはない上乗せの規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。</p>
20	5 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保に関すること	<p>「外国語を用いた設備の使用方法や災害発生時の通報連絡先に関する案内を行うにあたっては、当該事項が記載された書面」とありますが、</p> <p>(1)どの外国語(英語、韓国語、中国語・・・)まで対応すれば良いかわかりません。ガイドライン等がありましたら、お示しください。</p> <p>(2)「災害発生時の通報連絡先に関する案内」の外国語版の雛形がありましたらお示しください。</p>	<p>ガイドラインでは、外国語とは、「宿泊予約の時点で日本語以外の言語として提示されたもの」とされています。</p>
21	5 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保に関すること	<p>外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保について、条例で新たに何か法令で規定推していないことについて規定するのでしょうか。「案内」を行うにあたっては「書面を居室に備え付けること」とありますが、法令、ガイドラインではここまで求めていないのですか。</p>	<p>ガイドラインは、都道府県等に対し法令に関する規定の解釈や留意事項等を示し、法令運用の適正を図るものであり、それ自身が直接的に事業者を規制しているものではありません。そのため、ガイドライン中、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要不可欠と考える事項を、本条例により具体的に事業者の遵守事項等として定めることとしたものです。これにより、報告徴収及び立入検査、業務改善命令など県が監督権限を発動するに当たっての要件の一部が明確となり、法令運用の透明性・公平性が確保されるとともに、事業者にとっても事業実施の判断の前提となる遵守事項等が明確となることに意義があると考えます。</p> <p>なお、本規定は、外国人観光旅客の安全確保のために必要不可欠の規定と考え、ガイドラインの規定を条例として定めることとしたものです。</p>

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
22	5 外国人観光旅客である宿泊者の快適性及び利便性の確保に関すること	避難口の設置、避難口の誘導等行ってもらいたい。	避難経路の表示は、省令により義務付けられています。外国人観光旅客に周知されるよう適切に指導監督を行います。
23	6 宿泊者情報の確認に関すること	宿泊者情報の確認(法第8条関係) ・パスポートのコピーを必ず保管するなどの文言がない。	外国人観光旅客の本人確認については、ガイドラインにおいて「外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること」とされており、これに従い適切に指導監督を行います。
24	6 宿泊者情報の確認に関すること	宿泊者情報の確認、周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明及びその他事業者が実施することが望ましい事項について、条例の条文が定かではありませんが、こうしたことは条例の規定によりはじめて遵守事項(望ましい事項)となるのですか。法令・ガイドラインでは不十分なのでしょうか。	ガイドラインは、都道府県等に対し法令に関する規定の解釈や留意事項等を示し、法令運用の適正を図るものであり、それ自体が直接的に事業者を規制しているものではありません。そのため、ガイドライン中、住宅宿泊事業の適正な運営を確保するために必要不可欠と考える事項を、本条例により具体的に事業者の遵守事項等として定めることとしたものです。これにより、報告徴収及び立入検査、業務改善命令など県が監督権限を発動するに当たっての要件の一部が明確となり、法令運用の透明性・公平性が確保されるとともに、事業者にとっても事業実施の判断の前提となる遵守事項等が明確となることに意義があると考えます。
25	6 宿泊者情報の確認に関すること	原則対面により宿泊情報を確認することとなっているが、原則でなく必ず対面によって確認することを条例化していただきたい。 実際に対面し、宿泊者名簿の記載や外国人に対するパスポートのコピー(宿泊施設には義務付けられている)など受付時に行うべきことは必ず対面により行うようにしてほしい。 また、テロリストが潜伏する危険性や性的暴行・売春行為及び薬物乱用者等の利用が心配であり反社会的勢力の宿泊拒否はどのように取り扱うのか明確になっていない。	対面確認を義務化することは、本法、省令及びガイドラインにはない上乗せの規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。 なお、対面と同等性が確保される方法については、今後規則により定めることとします。 外国人観光旅客の本人確認については、ガイドラインにおいて「外国人宿泊者に関しては、宿泊者名簿の国籍及び旅券番号欄への記載を徹底し、旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを宿泊者名簿とともに保存すること」とされています。 また、いわゆる反社会的勢力の排除については、警察署等関係機関との連携を図りながら、適切に対処されるよう指導監督を行います。(なお、住宅宿泊事業においては宿泊拒否の制限は課されていないところです。)
26	7 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明に関すること	営業者、営業所は地域の民宿組合、旅館組合、観光協会への加盟義務を負っていただきたい。観光については、先人の努力があって、今の観光があるので漁夫の利は許されないことだと思います。	観光関連団体への加入を義務化することは、本法、省令及びガイドラインにはない過度の規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。本条例に基づき近隣住民への説明については、事前に行われるよう適切に指導を行います。

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
27	7 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明に関すること	さらに、(5)に関連して、分譲マンションの一戸を宿泊場所として使用する民泊利用者は、他のマンション居住者や管理組合とトラブルを防止するため、当該分譲マンションの使用細則を守ることが求めたいところですので、民泊事業者は民泊利用者に、マンションの廊下等の共用部分や民泊の部屋の使用にあたっての遵守事項をわかりやすく説明する旨の条項を追加することをご検討いただきたいところです。	周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明について、ガイドライン及び本条例では、騒音の防止、ごみの適切な処理及び火災の防止のために配慮すべき事項などが規定されており、これに基づき適切に指導監督を行います。
28	7 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明に関すること	中学校区での防犯に対しては現在、PTAまた各自治会単位でボランティアで行って頂いています。それは子どものためであり、自分たちのためにやっています。外国宿泊者が今後増加することによって、文化の違いなどにより問題が起こる事例があり、可能性が高くなると思います。観光客増加する事は、中学生の子を持つ保護者としては直接関係なく、問題が起こる不安の方が大きく感じます。現在ボランティアで行っている防犯に対して、県もしくは住宅宿泊事業者又は住宅宿泊管理者は、宿泊者に対して注意等を行うのは当然ですが、各地域の防犯を自らで行うような体制を考えて頂けると安心できます。	周辺地域の生活環境の悪影響への防止については、本法、省令、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行います。
29	7 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明に関すること	住宅の周辺地域などに対して、事前周知(住民説明会の開催、文書の配布、町内会・自治会・管理組合への説明など)を行い、民泊に対する理解と信頼を得ること。	本条例に基づき近隣住民への説明については、事前に行われるよう適切に指導を行います。
30	7 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明に関すること	地域の観光協会や関係団体に加盟するなど、地域活動に積極的に参加すること。	観光関連団体への加入を義務化することは、本法、省令及びガイドラインにはない過度の規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。
31	7 周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明に関すること	各地域にて民泊施設にて事業を行う場合にその地域の自治会及び観光関連団体への加入と事前説明を義務付けてもらいたい。 ・各地域の自治会との付き合いをしっかりと行ってもらいたい。 ・冬期積雪の場合に、付近の迷惑とならないように除雪等行ってもらいたい。	自治会及び観光関連団体への加入や事前説明を義務化することは、本法、省令及びガイドラインにはない過度の規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。本条例に基づき近隣住民への説明については、事前に行われるよう適切に指導を行います。
32	8 苦情への対応に関すること	民泊先進地域(京都、大阪、東京等)では、近隣住民とのトラブルや犯罪等がすでに起きている。今後岐阜県においても民泊の増加が予想されることから、もしこのようなトラブルが発生した場合、いかに対処されるのか？	苦情等への対応について、ガイドラインでは、「深夜早朝を問わず、常時、対応又は電話により対応する」、「緊急の対応を要する場合には、必要に応じて、警察署、消防署、医療機関等の然るべき機関に連絡」することとされており、これに基づき適切に指導監督を行います。 それでもなお生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、審議会での調査審議等を踏まえ本法第18条による住宅宿泊事業の実施の制限を行うことについても検討を行います。

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
33	8 苦情への対応に関する こと	苦情や問い合わせに対して事業者の適切な対応を具体的に明記してほしい。	苦情等への対応については、ガイドラインで示されており、「深夜早期を問わず、常時、対応又は電話により対応する」、「緊急の対応を要する場合には、必要に応じて、警察署、消防署、医療機関等の然るべき機関に連絡」することとされており、これに基づき適切に指導監督を行います。
34	8 苦情への対応に関する こと	条例に具体的にどのように規定されるのか解りませんが、改善がなされないような場合にア prioriに退室を求めることはできるのですか。「苦情等」とありますが、具体的にどのような場合に退室を求めることができるのですか。(5)の説明事項に反した場合も退室を求めることができるのでしょうか。いずれにしても退室させることができるかどうかは宿泊契約の問題ではないのでしょうか。だとしたら、事業者の順守事項としては、宿泊契約にその旨を必ず明記しておくことの方が大事なのではないですか。	本条例では、「住宅宿泊事業者は、届出住宅の周辺地域の住民から苦情があった場合において、当該苦情に係る宿泊者に対して注意を行い、及び当該注意によってもなお改善されないときは、宿泊者に対して届出住宅からの退去を求めることその他の必要な措置を講じなければならない。」と規定することを考えています。 なお、本条例では事業者の遵守事項として当該規定を定めるものです。
35	8 苦情への対応に関する こと	宿泊者に対して注意等はどの段階で行うのか、管理者等が常駐していなければ注意のしようがないのではないかと。 ・近隣から管理者に対していちいち苦情を連絡しなければならないのか。 ・30分以内に現地に来ても現場を知ることは難しいのではないかと。	苦情等への対応について、ガイドラインでは、「深夜早期を問わず、常時、対応又は電話により対応する」、「緊急の対応を要する場合には、必要に応じて、警察署、消防署、医療機関等の然るべき機関に連絡」することとされており、これに基づき適切に指導監督を行います。
36	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する こと	また、「(7)その他事業者が実施することが望ましい事項」の「○共同住宅・・・」には、民泊事業を実施している旨の標識について「簡素な標識を掲示する」とあります。この点について、住宅宿泊事業法施行規則の第4号～第6号様式で規定されている標識を指しているのであれば、その旨として、「住宅宿泊事業法施行規則第4号～第6号様式にある標識を掲げる」と明記することをご検討いただきたいと思います。「簡素な標識」と記載があると、法施行規則の様式よりも小さいものでよいとか、届出番号や緊急連絡先を省略してもよいと思う事業者がいるかもしれません。法施行規則にある標識を想定しているのであればその旨を明記してはどうかと思います	住宅宿泊事業者は、省令により所定の様式の標識を掲げることが義務付けられています。その際には公衆の認識しやすい位置に掲示するよう指導を行います。また、これに加え共同住宅には、本条例により集合ポスト等に表示を行うよう指導を行います。 なお、本条例では、「簡素な標識」との文言を削除し、集合ポスト等の掲示可能なスペースも勘案しつつ適切に指導することとします。
37	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する こと	「届出住宅の近隣住民に対し、あらかじめ、当該住宅が住宅宿泊事業を行う施設であることについて説明すること。」について望ましいではなく、地域住民に説明を義務付けること。	近隣住民への事前説明を義務化することは、本法、省令及びガイドラインにはない過度の規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。本条例に基づき近隣住民への説明については、事前に行われるよう適切に指導を行います。
38	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する こと	『実施することが望ましい事項』ではなく『実施すること』。 望ましいなど努力義務的な表現は意味が全く無い。	「その他事業者が実施することが望ましい事項」はガイドラインにおいて示された努力義務を明確化し、住宅宿泊管理業者に対し指導を行うために設けたものです。これらの事項を義務化することとは、本法、省令及びガイドラインにはない上乗せの規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
39	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する事	『簡素な標識を掲示』ではなく、誰もが認識できる標識を掲示。岐阜県としてデザインを統一。	住宅宿泊事業者は、省令により所定の様式の標識を掲げることが義務付けられております。その際には公衆の認識しやすい位置に掲示するよう指導を行います。また、これに加え、共同住宅には、本条例により集合ポスト等に表示を行うよう指導を行います。 なお、本条例では、「簡素な標識」との文言を削除し、集合ポスト等の掲示可能なスペースも勘案しつつ適切に指導することとします。また、デザインの統一については、今後検討します。
40	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する事	(以下はご意見の内容の要旨です。) ・特定国系民泊サイトには登録しないようにホストに呼びかけてほしい。 ・特定国系資本による民泊運営会社は禁止してほしい。 ・部屋の清掃はなるべく地元住民を雇用してほしい。周辺の商店、観光地などの地図を宿泊室に置いて地域経済に資するようにしてほしい。 ・空き家を利用して民泊を始める場合は、地域の空き家対策に貢献していることから税制面で優遇してもよいと思う。	本法は、近年の訪日外国人観光客をはじめとする宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応するため、適切な規制の下で健全な民泊を振興していくことを目的に制定されたものであり、本条例も本法と目的を同じくしています。 県では、本法、政省令、ガイドライン及び本条例を適切に運用していくとともに、国内外からの観光旅客を拡大していくための取組みなど観光振興施策を充実させていくこととしておりますのでご理解願います。 今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。
41	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する事	簡素な標識を掲示するだけでは不明確なので、必ず看板等の表示を義務付けてほしい。	住宅宿泊事業者は、省令により所定の様式の標識を掲げることが義務付けられております。その際には公衆の認識しやすい位置に掲示するよう指導を行います。また、これに加え、共同住宅には、本条例により集合ポスト等に表示を行うよう指導を行います。
42	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する事	苦情処理に対する時間が大きすぎるので、30分以内を10分以内に、60分以内を30分以内に変更するなど時間短縮をお願いしたい。	本規定はガイドラインにおいて示された努力義務を明確化し、住宅宿泊管理業者に対し指導を行うために設けたものです。規定時間の短縮を行うことは、本法、省令及びガイドラインにはない上乗せの規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。
43	9 その他事業者が実施することが望ましい事項に関する事	民泊施設で、何か事件などが起きると、風評被害になり、既存の宿泊施設や「飛騨高山」のブランド名に傷がつき観光産業に影響を及ぼすので、十二分に指導していただきたい。	飛騨保健所に本年4月から職員1名を増員し体制の強化しつつ、本法、省令、ガイドライン及び本条例に従い、適切に指導監督を行うことにより、事業の適正運営が確保されるよう努めます。
44	10 岐阜県住宅宿泊事業審議会(仮称)の設置に関する事	設置された住宅宿泊事業審議会(仮称)の権限はどこまでありますか？(罰則、条例制定の権限等)	審議会の所掌事務は、本法第18条の規定による住宅宿泊事業の実施の制限に関する事項、住宅宿泊事業者等の業務の適正な運営の確保に関する事項、観光旅客の来訪及び滞在を促進するための住宅宿泊事業に係る取組に関する事項についての調査審議及び意見具申とします。 なお、条例制定及び罰則規定の制定は、知事又は議会の権限に関わるものです。

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
45	10 岐阜県住宅宿泊事業審議会(仮称)の設置に関する事	条例の制定にあたっては、下記の事項を考慮し、また法施行後の状況に応じて条例の一部改正ができるよう対応願います。 健全な民泊の運営がなされているかの調査を定期的に行うこと。 また、違反事業者への指導を徹底し、これに従わない場合は違反事業者を公表するなど、厳格な対応を講じるとともに、厳密に罰則を適用すること。	本法施行後の事業実施状況の把握に努めつつ、生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、本条例中への期間制限条項の制定についても検討することとし、本条例にはそのような場合などに調査審議等を行う「住宅宿泊事業審議会」の設置を規定します。 また、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。
46	10 岐阜県住宅宿泊事業審議会(仮称)の設置に関する事	この審議会の設置の意味がよくわかりません。法第18条の規制を行うための条例設置については、この条例では規制しないという意見をまとめたのは条例に根拠を持たない有識者会議であったけれど、追加で規制を行う時には正式に「審議会の意見具申をまとめて」ということは理解できますが、「事業の適正運営確保に関する意見具申」については、「適正運営確保」は県が法令・条例を適正に施行するということが求められるだけで、あらためてこれ以上のことの何を意見具申するのか、よくわかりません。それとも、こういう規制をあらたに条例に規定すべしという意見具申なのではないでしょうか。	本条例では、審議会の調査審議事項及び意見具申事項に、「住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する事項」を定めることを考えています。 今後、事業の実施状況等を踏まえ、審議会にはご指摘の点も含め調査審議又は意見具申を行っていただくことを考えています。
47	11 違反者への罰則、指導監督に関する事	違反した場合の罰則はどのようにされるのか。旅館業法によって厳しく管理されている我々は、保健所などからも厳しい指導を受けていますが、民泊についてはどこまで保健所が関わるのでしょうか。管轄が保健所なのか警察なのか明確ではないところもあります。まじめに取り組んでいる、取り組んできた旅館・ホテルが馬鹿を見ない規制をお願いしたい。	本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者に対する監督権限は知事にあります。今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。
48	11 違反者への罰則、指導監督に関する事	不動産業者が介入している場合(東京や大阪など他所の不動産会社からの委託など)、一般の民家を貸し出している場合があり、どこが運営しているかわからない。高山市内でも増えています。賃貸なのか民泊なのか、グレー部分が多い部分についてはどのように対応されるのか。	本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者に対する監督権限は知事にあります。今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。 なお、住宅宿泊管理者は国土交通大臣の登録を受ける必要があり、指導監督上の必要に応じその登録の有無等について確認を行うこととします。 また、本法による宿泊営業に当たるか否かについては、施設の管理・経営形態や生活の実態等を踏まえ適切に判断します。
49	11 違反者への罰則、指導監督に関する事	いろいろ書いてありますが、全体に希望的な文言ばかりで、推進すること、遵守しなければならないこと、清潔に保つこと、備え付ける事、確保すること……希望的な文言は記載してありますが、罰則は記載してありませんが、あるのでしょうか？ 建築基準法には、何も触れてありませんが、既存の宿も今後建築基準法を無視してよろしいのですか？増築したくても、建築基準法が邪魔して増築もできません。 消防関係もいまままでに構造的なことで、廃業に追い込まれた宿もあります。それらの方の保証は、遡及してもらえるのでしょうか？既存の消防設備は、今後更新しなくてもよろしいのでしょうか？ 新聞で有識者の意見を聞いてとりましたが、民宿協同組合として今季39回を迎え、県民税、市民税の固定税、法人税を納めてきた既存の組合に何の意見も聞かないで、何を審議して来たのか机上の空論ばかりでは、事が進まない。 岐阜県下でも飛騨高山民宿協同組合として法人化している組合の意見を聞いてもらえなかったこと自体、何を言ってもしょうもない感じがします。法律って何でしょうか？……	本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者に対する監督権限は知事にあります。今後、適正な運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。 なお、罰則は本法の規定によります。 本条例の検討に当たり、有識者会議では、市町村や宿泊・観光・不動産などの関係団体から直接意見聴取を行うなど慎重かつ丁寧に進めてきたところです。 県では、本法、政省令、ガイドライン及び本条例を適切に運用していくとともに、今後とも事業の実施状況の把握に努めつつ、事業の適正運営を確保するための必要な施策を講じていくこととします。 なお、本法施行に当たり、別途国土交通省の告示及び消防庁の通知が示されており、事業者には宿泊者の安全の確保を図るための所要の措置を講ずることが義務付けられているところです。

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
50	11 違反者への罰則、指導監督に関すること	<p>県の条例を定めるに当たり骨子案拝見致しました。案では、地域や利用者との間に不都合が起きない事を前提に書かれていると考えられます。私どもは、宿泊業を法に沿う形で認定施設として運営しております。それには、地域や利用者又は公共団体とも協力して様々な法をクリアして営業しております。当然、法がクリアされなければ、罰則などリスクを背負う事で安全や安心、そして地域の組織と協力して地域に貢献できるよう取り組んでおります。この度の骨子案を拝見すると、「推進する」や「確認する事」、「提出する事。」又は「望ましい」など、全体に「する事」調に成っている。私ども宿泊業界では、「しなければならない」調で取り決められているのが通常と思われ、骨子案は全体的に緩く書かれていると思われる。このままでは、不慮な事故等が発生しやすく、安易な参入者の安易な運営が成される可能性も多く、ハッキリとした取り決めと、それに基づく罰則を先に取り決めておく必要が有るのでは無いでしょうか。観光立県地域活性化さらには、岐阜県の観光の将来を鑑み、罰則規定及び、該当地域団体に加入し、地方地域に貢献しなければ成らない。旨の追記が有ると良いと思います。難しい事も沢山有るのだらうと思いますが、民泊と認泊は今後は同じ舞台で踊らなければ成らないと考えます。それぞれの魅力を県の魅力に出来るように最良の考案戴けますように願うところであります。</p>	<p>本条例では、事業者の遵守事項を義務規定として明確に規定します。本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者に対する監督権限は知事にあります。今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。なお、罰則は本法の規定によります。本条例に基づき近隣住民への説明については、事前に行われるよう適切に指導を行います。県では、本法、政省令、ガイドライン及び本条例を適切に運用していくとともに、国内外からの観光旅客を拡大していくための取組みなど観光振興施策を充実させていくこととしておりますのでご理解願います。</p>
51	11 違反者への罰則、指導監督に関すること	<p>今回の条例の骨子に違反した民泊業者がいた場合、具体的な罰則等は如何にされるのでしょうか？</p>	<p>本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者に対する監督権限は知事にあります。なお、罰則は本法の規定によります。今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。</p>
52	11 違反者への罰則、指導監督に関すること	<p>有識者で検討頂いたと言うことですが、有識者の間で岐阜県においても民泊が必要だと思っているのか？疑問である。地域の旅館、ホテル業の経営圧迫に繋がる事は明白である。既に、高山市では民泊が横行しているとのことですが、6月に施行された時に無許可営業に対する取締まりをしっかりと体制を整えていただきたいと思えます。先日の大阪の民泊施設で起こった殺人事件など治安の面で大変不安である。</p>	<p>本法は、近年の訪日外国人観光客をはじめとする宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応するため、適切な規制の下で健全な民泊を振興していくことを目的に制定されたものであり、本条例も本法と目的を同じくしています。県では、本法、政省令、ガイドライン及び本条例を適切に運用していくとともに、国内外からの観光旅客を拡大していくための取組みなど観光振興施策を充実させていくこととしておりますのでご理解願います。また、本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者に対する監督権限は知事にあります。今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。</p>
53	11 違反者への罰則、指導監督に関すること	<p>岐阜県では、4月から飛騨保健所に専門員の配置をされると聞いていますが、1年に1回以上の民泊施設の巡回指導を行い、営業状況の把握などを行っていただきたい。</p>	<p>民泊の需要が高いと見込まれる飛騨地域を管轄する飛騨保健所には、本年4月から職員1名を増員し体制の強化を行います。今後、法施行後の事業実施状況を把握しつつ、巡回指導を含め適切に指導監督を行います。</p>
54	11 違反者への罰則、指導監督に関すること	<p>事前の届出制なのか、事後の届出制なのか、だれがその営業日数を把握するのか、違反があった場合の指導の強制力はどの程度なのか分からない。</p>	<p>住宅宿泊事業を営むには、開始日の前日までに知事に所定の届出を行うことが必要です。事業者は、宿泊日数について毎年2月、4月、6月、8月、10月、12月の各15日までにその前2か月に係る実績を知事に対し定期報告することが義務付けられています。宿泊日数が年間180日を超えた場合には、旅館業の無許可営業となり旅館業法に違反することとなります。これより処罰の対象となる場合があります。</p>

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
55	12 期間制限 条例の制定	<p>民泊事業において、一昔前では想像も出来なかったような事態が起きています。AirBnbなどの予約サイトを利用し、「民泊」と名乗りながら実態はホテル旅館営業と同じく、投資収益目的に他ならず、民泊本来の目的である文化交流、休耕地活用からかけ離れた営業形態となっている宿所がほとんどです。また家主(ホスト)には地元住民も含まれますが、その土地以外に在住している個人・法人が物件を賃借や購入し、投資収益目的で運営しているものが大半です。中には民泊代行業者に依頼し、その地に一度も訪れた事のない家主が投資物件として行っている事案も多数あります。それにもかかわらずホテル旅館営業に比べ、民泊への参入障壁が極端に緩い民泊新法及び今回の条例となっています。</p> <p>具体的には ・行政への申告が許可制ではなく届出制となっている ・住居専用地域での営業が可能である ・送客業者への罰則が設けられていない など、他にも多数ありますが、上記3点は特に在来住民へ多大な悪影響を及ぼすものです。</p> <p>第一に届出制の弊害を申し上げますと、例えば違法な、周辺地域の風紀を乱すような営業を行っている場合においても、官庁からの命令に従わない事への罰則はありません。また、是正措置に関しても「命令」ではなく「勧告(強制力なし)」に留まってしまう。今般の骨子案にも「住宅宿泊事業を行う旨の届出がなされた住宅は、その届出番号及び所在地を、県のホームページ等で公表します。」とありますが、届出がなされていない民泊に対し、抑止力の実効性はどの程度おありでしょうか？</p> <p>そして次に、住居専用地域での営業が可能であるが故に、住宅地の風紀を乱す事、また、真に住まいを必要としている人にとって家賃の高騰を招く恐れがあります。我々が業を営む高山市においては、若年層の過疎化が進んでいますが、訪問者数は年々増加している魅力的な観光地です。世界的に観光客を惹きつけている他の自治体の例を見れば既に明らかですが、収益性の高い民泊事業の濫立により、住宅家賃の高騰が問題となっており、地域の過疎化及び人材不足問題に拍車をかける等、多方面に悪影響が波及する事態となっております。再三申し上げますが、民泊事業で荒れぎわしている家主(ホスト)の大半は在来住民ではなく、遠隔地に住む個人・法人です。</p> <p>民泊もホテル旅館と同様に建築基準法上「ホテル・旅館」が建築可能な用途地域であることを条例等で定めない限り、高山の街が荒廃していく事となります。これは諸外国及び国内の有名観光地が辿った経緯を見れば明らかです。一方で民泊の本来の趣旨である「文化交流」「休耕地活用」といった観点から、住居専用地域での営業は禁止出来ないとお考えであれば、家主が居住する物件居室の50%以下においてのみ営業可能、といったような制限を設けることによって、住民の生活や利益は守られ、自治体の利益に供するものとなります。今般の民泊新法及び条例骨子案においてはこの点に一切触れていません。</p> <p>高山の町に宿泊した観光客が「不衛生な宿泊施設だった」「町の風紀が悪い」「レイプ事件」と言った事案が発生した場合、観光地としてのイメージ悪化は取り返しがつかないこととなります。これは実際に民泊の濫立によって世界中で起きている事です。</p> <p>世界の観光地では民泊を野放図にした結果、地域が荒廃してしまい、その後始末を行う為の法整備が急速に進んでいる段階です。国内での例を挙げると、「住居専用地域での月曜正午から金曜正午まで営業を認めない」(新宿区、中野区、杉並区)、「実質土日のみ可能」(世田谷区)、「住居専用地域では1～2月の60日間に限定」(京都市)、「営業可能な区域と期間を指定して制限」(長野県)といった案が検討されています。</p> <p>今般の骨子案にはそういった段階に至っておらず、岐阜県に業を営むものとして大変に心配でなりません。岐阜県におかれましては、日本の自治体の中で範となるよう、地域の発展を見据えた法整備をお願い申し上げます。</p>	<p>ガイドラインには、条例による期間制限は各区域の実情に応じてきめ細かく分析した上で、生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域及び期間を限定して行わなければならない。過度な制限を課すべきではないとの考え方が示されており、本県での民泊の現状も考慮すれば、ただちに条例による期間制限を行うこと適当ではないと考えています。</p> <p>今後、生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、本条例中への期間制限条項の制定についても検討することとし、本条例にはそのような場合などに調査審議等を行う「住宅宿泊事業審議会」の設置を規定します。</p> <p>本法施行に当たり住宅宿泊事業者及び住宅宿泊管理者に対する監督権限は知事にあります。今後、適正な事業運営を確保していくため、いわゆるヤミ民泊の取締りを含め悪質な事業者に対しては、報告徴収及び立入検査、業務改善命令、業務停止命令等の監督権限を適切に行使し、厳格に対処します。</p>
56	12 期間制限 条例の制定	<p>周辺地域の生活環境への悪影響の防止に関し必要な事項の説明(法第9条関係)</p> <p>・他県では学校施設から100メートルなどの規制があるが、岐阜県では、学校および病院などの施設から何メートル以内は行ってはならないなどの規制を設けてはいただけないのか。</p>	<p>ガイドラインには、条例による期間制限は各区域の実情に応じてきめ細かく分析した上で、生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域及び期間を限定して行わなければならない。過度な制限を課すべきではないとの考え方が示されており、本県での民泊の現状も考慮すれば、ただちに条例による期間制限を行うこと適当ではないと考えています。</p> <p>今後、生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、本条例中への期間制限条項の制定についても検討することとし、本条例にはそのような場合などに調査審議等を行う「住宅宿泊事業審議会」の設置を規定します。</p>

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
57	12 期間制限 条例の制定	営業期間を180日以内としているが100日や土日は禁止など厳しく対応していただきたい。骨子なので仕方がないと思うが、全体的に緩い気がします。	ガイドラインには、条例による期間制限は各区域の実情に応じてきめ細かく分析した上で、生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域及び期間を限定して行わなければならない、過度な制限を課すべきではないとの考え方が示されており、本県での民泊の現状も考慮すれば、ただちに条例による期間制限を行うこと適当ではないと考えています。 今後、生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、本条例中への期間制限条項の制定についても検討することとし、本条例にはそのような場合などに調査審議等を行う「住宅宿泊事業審議会」の設置を規定します。
58	12 期間制限 条例の制定	民泊だからという事で制限は不要です。一般住宅と同じ扱いで良いです。岐阜県は海もなく、娯楽もない場所で、観光客が少ないです。外国人を呼び込みお金を落としてもらうためには民泊を活用していくべきです。観光客が落とすお金は大都市や観光地に集中します。既得権益とはいいませんが、岐阜県の既存の宿泊施設の意見ばかり聞くのではなく、外国人観光客の意見を聞いて、外国人にとって観光に来てもらいやすい岐阜県、岐阜の民泊にするべきです。県として規制は最小限度にするべきで、民泊事業者の負担は最小限度にしてください。不動産登記は任意なので不動産登記をしていない物件でも民泊が出来るようにしてほしいです。	本法は、近年の訪日外国人観光客をはじめとする宿泊需要の拡大や宿泊ニーズの多様化に対応するため、適切な規制の下で健全な民泊を振興していくことを目的に制定されたものであり、本条例も本法と目的を同じくしています。 県では、本法、政省令、ガイドライン及び本条例を適切に運用していくとともに、国内外からの観光旅客を拡大していくための取組みなど観光振興施策を充実させていくこととしています。
59	12 期間制限 条例の制定	第一種住宅専用地域や、学校の近くは、教育的観点や住民の生活環境を考え、規制を敷くべきと思うが如何ですか。	ガイドラインには、条例による期間制限は各区域の実情に応じてきめ細かく分析した上で、生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域及び期間を限定して行わなければならない、過度な制限を課すべきではないとの考え方が示されており、本県での民泊の現状も考慮すれば、ただちに条例による期間制限を行うこと適当ではないと考えています。 今後、生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、本条例中への期間制限条項の制定についても検討することとし、本条例にはそのような場合などに調査審議等を行う「住宅宿泊事業審議会」の設置を規定します。
60	12 期間制限 条例の制定	条例制定の背景はよくわかる。でも県民の生活はどうなるのか？住宅専用地域での民泊は認めないほうが良いと思う。もしくは学校周辺など、風営法のように距離で営業地域を指定してほしい。不特定の人が住宅地域へ入るのは不安を覚え、子ども・女性・高齢者の安全が脅かされる。	ガイドラインには、条例による期間制限は各区域の実情に応じてきめ細かく分析した上で、生活環境の悪化を防止することが特に必要な区域及び期間を限定して行わなければならない、過度な制限を課すべきではないとの考え方が示されており、本県での民泊の現状も考慮すれば、ただちに条例による期間制限を行うこと適当ではないと考えています。 今後、生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、本条例中への期間制限条項の制定についても検討することとし、本条例にはそのような場合などに調査審議等を行う「住宅宿泊事業審議会」の設置を規定します。

【凡例】本法：住宅宿泊事業法、政省令：本法施行令・施行規則、省令：本法施行規則、ガイドライン：本法施行要領

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
61	12 期間制限 条例の制定	180日以下に制限できると思いますが、岐阜県は制限しないのでしょうか。	ガイドラインには、条例による期間制限は例外的に地域を限定して制限すべきことなどの考え方が示されており、本県での民泊の現状も考慮すれば、ただちに条例による期間制限を行うことは適当ではないと考えています。 今後、適正な事業運営がなされてもお生活環境の悪化が著しい場合など必要が生じた場合には、本条例中への期間制限条項の制定を検討することとします。本条例では、そのための手続きとして「住宅宿泊事業審議会」の設置を規定します。
62	13 その他	骨子「3 事業者の遵守事項等」について 分譲マンションの管理組合の中には、上記の事情を知らずに民泊事業者が届け出てしまう区分所有者が出てくるかもしれません。新聞等でも述べられていることではありますが、当会としても、管理組合のマンション内での民泊に対する意思の決定・統一を図ること、事業を開始しようとする者には管理組合の規約を確認することの重要性をセミナーを実施し、啓蒙しているところです。 そこで、本骨子の、「3 事業者の遵守事項等」の中で、民泊事業を始める当初の確認事項として、国土交通省の「マンション標準管理規約」12条にあるように、「当該分譲マンションの管理組合が規定する管理規約において住宅宿泊事業法3条1項の届出を行って営む同法2条3項の住宅宿泊事業に使用することができる」との旨の民泊許可事項が規定されていること、さらに家主居住型のみを可能とするとか事業開始時の管理組合への届出を要すること等の、当該マンション独自の条件が存することがありますので、貴県への事業届出書の手続を行う際にはこれらを確認の上行うとの条項を追加することについてご検討いただきたいと思います。この点は、住宅宿泊事業法施行規則4条3項13号や4項1号ル・ヲで規定していることでもあります。	届出時の審査に当たり、適切に指導監督を行います。
63	13 その他	民泊宿泊者1人当たり何百円かを、ホストから地元自治会へ、迷惑料的な意味合いで支払う形にできないだろうかと思う。地元地域は、その金で地域のちょっとした整備をすることができる。	自治会への寄付金等を義務化することは、本法、省令及びガイドラインにはない過度の規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。
64	13 その他	行政職員が届け出住宅に立ち入り検査する時は、自治会役員または、近隣住民の代表者が同席できるようにしてはどうかと思う。検査の立合いというよりは、室内がどのようになっているか確認したい。	自治会役員等の立入検査時の同行を義務化することは、本法、省令及びガイドラインにはない過度の規制を課すこととなり、本法の目的を逸脱しているとして法に抵触することとなるものと考えます。
65	13 その他	分譲マンションや別荘地内で営業しようとする場合、事前に管理規約に事業を営むことを禁止する旨の定めがない事を確認すること。管理規約に事業を営むことについての定めがない場合は、届出時点で管理組合等に届出住宅において住宅宿泊事業を営むことを禁止する意思がないことを確認すること。	届出時の審査に当たり、適切に指導監督を行います。
66	13 その他	差別や偏見による宿泊拒否を行わないこと。	事業者には、事業実施に当たり人権に配慮するよう指導を行います。
67	13 その他	骨子なので、条例で具体的にどのように規定するのかわからず、国の法令とガイドラインで定めることと何が違ってくるのか、さっぱりわかりません。そもそも具体的な規定の中身もわからず、この骨子だけでパブコメをやって意見を求めることに意味はあるのでしょうか。	本条例の制定に当たり、その骨子案をお示しすることにより、県民の皆様から幅広くご意見をいただくことを目的に本パブリック・コメントを実施したものです。

番号	項目	ご意見	ご意見に対する考え方
68	13 その他	岐阜県宿泊事業有識者会議での議論のまとめで、「これら諸点を踏まえ、県においては、県民の安全・安心を確保するため、県の責務、市町村との連携、事業者の順守事項の明確化及び健全な事業者育成のための施策、県民への周知及び相談体制の整備、必要が生じた場合に期間制限を行うための手続きなどについて、新たな条例の制定を含めて、適正な住宅宿泊事業の実施を担保するための方策を確立し、速やかに実行されたい」となっていますが、このうち「条例の制定も含めて」と書かれた理由は、どういう経緯からでしょうか。期間制限の手続きのものを除き、施策、法令の運用レベルのことで、「条例で」という必然性があり感じられないのですが、どういった議論があったのでしょうか。	有識者会議からは、民泊に対する様々な不安や懸念に対処し、適正な住宅宿泊事業の実施を担保する方策として、県の責務や事業者の遵守事項などを規定する条例の制定についてのご提言があったものです。
69	13 その他	保健所設置市である岐阜市との関係はどうなっているのでしょうか。調整が行われたうえで条例制定なんですか。 保健所設置市の岐阜市(または保健所設置市の長である岐阜市長)との関係では、法第18条の住宅宿泊事業の実施の規制を行うための条例制定、法第68条の保健所設置市が事務を行うこととした場合のことが規定されていますが、これについて岐阜市と協議が行われたうえでの今回の条例制定なんですか。 また、条例が法令で定めるもの以上のことを定めるとした場合、保健所設置市との事務分担の規定を条例上に規定するのでしょうか。あるいは、これについても自動的に法令に従った取扱いとなるのですか。 いずれにしても、住宅宿泊事業の実施に当たり、周辺への影響等大きくかかわってくるのは岐阜市の区域ではないかと思えます。岐阜市がまだどうすべきか決めていないなら、それをまっとう、岐阜市の方針との整合性をとったうえで、条例化等の対応をしても遅くないような気がします(特に骨子にあるような条例なら急ぐ必要はないのではないかと思います)。	保健所設置市たる岐阜市からは、現時点で本法第68条第2項に基づく協議はありません。したがって、本条例の適用は保健所設置市たる岐阜市を含みます。
70	13 その他	営業日数の180日泊の意味が分からない。どうして180日なのでしょう。	住宅宿泊事業は、一般の住宅等を用いて行うものであり、既存のホテル・旅館との競争条件にも配慮し、年間提供日数の上限を180日(半年未満)として制度化されたものと承知しています。
71	13 その他	既存マンションを借りている人が、民泊を行うので部屋を空けて欲しいと退去させられたと聞いています。また、転居することにより経費もかさみ、賃貸物件の値上げにつながりますので、このようなことは県民生活の安定向上及び県民経済の健全な発展に寄与されるとは言えないと思えます。	本法及びガイドラインでは「住宅」の要件として「入居者の募集が行われている家屋」等の規定があります。入居者の募集が行われていることについて、必要に応じ報告徴収を求めるとします。